

# 神崎市教育大綱



神 崎 市

平成28年 3月

# 神 埼 市 教 育 大 綱

## 1 はじめに

今日、我が国は少子高齢化、情報化、国際化など、様々な社会情勢の大きな変化の中にあります。また、地域社会の結びつきが希薄化し、価値観が多様化する中、自然災害の発生は多発し、人と人との絆の大切さがより重要となっており、教育の果たす役割は、非常に大きなものであると言えます。

そして、こうした社会の変化に対応するには、学校の教育力、家庭の教育力、地域の教育力それぞれを高めていく必要があります。

本市においては、人と人との関わりの中で子どもたちを育てていくために、義務教育の充実を重要な柱と位置付けて施策を行ってきました。情報通信技術の進展がめざましく、新しい時代の風が吹き寄せる中、教育 ICT 事業を進めるとともに、どんなに時代が変わろうとも、なくしてはいけない伝統的な教育にも力を注いできました。

また、市民の皆様が安心して健康に暮らす環境としての社会教育施設を充実させ、子どもから高齢者という幅広い年齢層の人々が、それぞれに学ぶ目的と意欲をもって、前向きに生きていくための「生涯にわたる生きる力」も重要であります。

そこで、学校教育、社会教育の両面の充実を図り、「自然と歴史と人が輝く未来都市、神埼」を担う市民の育成をめざして、本市の教育に関する目標や施策の根本となる方針について、ここに、「神埼市教育大綱」（以下、「大綱」という。）を定めます。

大綱は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第1条の3に規定されるものです。また、地教行法第1条の4第1項に基づき設置した「神埼市総合教育会議」において協議・調整を行い、大綱を策定するものです。

## 2 大綱の期間

この大綱の対象期間は、平成29年度までの2年間とする。ただし、今後の社会情勢等の変化により見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整を行うものとする。

神埼市総合計画

基本構想 H20～H29

後期基本計画 H25～H29

### 3 大綱

学校教育、社会教育のバランスのとれた総合的な教育に取り組むため、地域に根付いた特色のある人材育成を図ります。

市民一人一人が、存在感を持って  
元気に学ぶ神埼の人づくり

1 生きる力の基盤となる、知育・徳育・体育の促進

2 生きがいを持って学び続ける生涯学習の振興

# 1 生きる力の基盤となる、知育・徳育・体育の促進

本市の持つ物的、人的、地域的教育財産をいかし、「時代の変化の中で、未来を見据え、強く生き抜くことのできる力を育成する教育」をするため、学校教育、社会教育が連携を図り、「知・徳・体」のバランスのとれた総合的な教育施策を展開します。

## ○具体的取組

- ・徹底反復学習やICT機器の活用による、基礎学力の向上
- ・グローバル社会において不可欠な英語力の向上
- ・規範意識や社会に貢献する精神を育成する「四か条の誓い」の精神の更なる推進
- ・神埼を愛し、神埼を誇りに思う心情を育てる郷土学習の推進
- ・幅広い国際的な視野を広めるための国際交流活動の推進
- ・心身の健全な発達を促す体育指導、健康指導の充実

## 2 生きがいを持って学び続ける生涯学習の振興

それぞれの年齢層の人がそれぞれに学ぶ目的を持ち、意欲を持って前向きに生きていくための「生涯にわたる生きる力」を育成します。

### ○具体的取組

- ・生涯にわたる学習意欲を刺激する文化、スポーツ事業の提供
- ・学校、家庭、地域社会が連携した地域教育力向上の取り組みの推進
- ・多様化する生涯学習のニーズに対応するための、各種講座の展開
- ・少子高齢化の中、青少年には「生きる力」、高齢者には「生きがい」を育む施策の推進

## 関係法令条文（抜粋）

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### ○教育基本法

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。